

令和 3 年 1 月 18 日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和3年1月18日（月曜日）

出席議員（16名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	藤 田 洋 一 君
9 番	山 岸 三 男 君	10 番	柳 田 政 喜 君
11 番	前 原 吉 宏 君	12 番	櫻 井 功 紀 君
13 番	福 田 淑 子 君	14 番	千 葉 一 男 君
15 番	我 妻 薫 君	16 番	大 橋 昭 太 郎 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐々木 義 則 君
総 務 課 課 長 補 佐	及 川 淳 一 君
教育委員会教育長	大 友 義 孝 君
教育次長兼教育総務課長	佐 藤 功 太 郎 君
教育総務課主幹兼学校教育係長	早 坂 晴 美 君
健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	菊 地 知 代 子 君
町 民 生 活 課 長	菊 地 卓 昭 君
町 民 生 活 課 課 長 補 佐	阿 部 伸 二 君
産 業 振 興 課 長	小 林 誠 樹 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 佐 藤 俊 幸 君

議 会 事 務 局 主 事 高 橋 秀 彰 君

議事日程

令和3年1月18日（月曜日） 午後1時25分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 財産の取得における手続の不備について

2) 新型コロナウイルス感染症対策について

3) 農業系汚染廃棄物の処理について

第4 その他

第5 閉 会

午後 1 時 2 5 分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 午前中の分科会に引き続き全員協議会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は 3 件です。

どうぞスムーズに全員協議会が進められますようよろしくお願いします。

本日の全員協議会、全員出席です。

ただいまから会議を始めます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。

今年初めて皆様方とお会いするのかなと思っております。

改めまして、新年おめでとうございます。本年もよろしくお願いを申し上げます。

本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1 点目は財産の取得における手続の不備について、2 点目は新型コロナウイルス感染症対策について、3 点目は農林業系汚染廃棄物の処理についてであります。

初めに、1 点目の財産の取得における手続の不備について御説明申し上げます。

学習指導要領の改定により、小学校の教科書の採択替えが行われることに伴い、教員用教科書及び指導書を購入する必要があるため、令和元年度美里町議会 3 月会議において、令和 2 年度美里町一般会計予算の議決をいただき、物品購入契約を随意契約により締結いたしました。しかし、この物品購入契約は予定価格が 700 万円以上となる契約であることから、議会の議決を得るべき財産の取得に該当するものでありましたが、その手続を失念し、財産の取得における議会の議決を得ずに購入契約を締結してしまいました。大変申し訳ございませんでした。

本日は、財産の取得における手続の不備について、その経過と今後の対応等を御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど教育総務課長から御説明申し上げます。

次に、2 点目の新型コロナウイルス感染症対策について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規報告数が昨年 10 月以降増加傾向となり、12 月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続したことなどから、政府は本年 1 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令いたしました。宮城県におきましても 1 月 14 日に過去

最多を更新し、昨日までに県内2,921人の感染者数となっております。本町におきましても、昨年12月に新たに4人、昨日残念ながら、またお一人の新規感染者が確認され、昨年4月以降10人の方々が感染されておられます。本日は昨年12月以降の町内における感染状況と、その対応について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど新型コロナウイルス感染症対策室長から御説明申し上げます。

次に、3点目の農林業系汚染廃棄物の処理について御説明申し上げます。

本町で保管している農林業系汚染廃棄物の稲わらの焼却処理につきましては、焼却に向けた仮施設の準備ができましたので、昨年12月4日から大崎東部クリーンセンター敷地内へ搬入を開始し、仮施設での放射能濃度の測定を得た後に、12月9日から焼却処理を始めております。しかし、大崎東部クリーンセンターの仮施設に搬入した後の放射能濃度の測定におきまして、これまで確認されなかった8,000ベクレルを超える稲わらが確認されました。本日は、これまでの搬入及び焼却処理の状況と、8,000ベクレル以上の稲わらが確認された状況、またそれらの対応について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、説明及び意見を求める事項、1）財産の取得における手続の不備についてに入ります。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、1番目の財産の取得における手続の不備についての説明について御紹介させていただきます。

教育委員会教育総務課長の佐藤でございます。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育総務課主幹兼学校教育係長の早坂でございます。

○教育総務課主幹兼学校教育係長（早坂晴美君） 早坂です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 総務課課長補佐の及川でございます。

○総務課課長補佐（及川淳一君） 及川です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） そして、私総務課長の佐々木でございます。

それでは、早速手続の不備につきまして、教育委員会教育総務課長の佐藤から御説明を申し上げます。

○町長（相澤清一君） 教育委員会の教育総務課長から説明を申し上げる前に、まず物品購入契約の手続によりまして不備をいたしました。議会の議決を得ないで進めてしまったことに大変

申し訳なく思っております。心からおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

財産の取得における手続の不備についてというところでございます。

まず初めに、概要でございます。学習指導要領の大幅な改定に伴いまして、小学校における教科書の採択替えが行われました。令和２年度からの教科書の採択替えに伴い、教員用教科書及び指導書を購入する必要がありまして、令和元年度美里町議会３月会議におきまして令和２年度美里町一般会計予算の議決をいただきまして、直ちに教員用教科書及び指導書の物品購入契約を令和２年４月１日に随意契約により締結させていただきました。しかし、この物品購入契約は、予定価格が700万円以上となる契約でありますことから、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところでございますが、その手続を失念してしまいまして、財産の取得における議会の議決を経ずに購入契約を締結してしまったことが、令和３年１月４日に判明したというところでございます。

契約内容につきましては、取得する財産及び数量が教科書775冊、指導書517セットでございます。契約の方法は、随意契約。契約の金額は800万3,483円でございます。契約の相手方は株式会社丸協でございます。

経過についてでございます。令和２年３月23日に、３月会議におきまして令和２年度一般会計予算を可決いただきまして、その後教育総務課におきまして令和２年度美里町立小学校教員用教科書及び指導書購入（その１）の起案をいたしまして、決裁を完了しております。その後、業者指名・入札等依頼書を教育総務課から総務課のほうに提出しております。

令和２年３月25日でございますが、契約業者指名委員会を開催いたしまして、契約方法は随意契約として業者を選定しております。そして、指名業者に対しまして見積書の提出依頼を送付いたしております。

令和２年３月31日でございますが、指名業者から提出された見積書を開封いたしております。予定価格と同額であったことから、総務課において契約締結伺いを起案し、同日に決裁を完了しております。

令和２年４月１日でございますが、株式会社丸協と契約を締結しているということでございます。納入期限が令和２年８月25日というところに設定しているところでございます。

令和３年１月４日、監査委員書記の指摘によりまして、財産取得について再確認したところ、

議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたことが判明したというところでございます。

続きまして、原因でございますが、本来、物品の購入契約を行う際には、町が定める物品購入事務フローというものがございまして、これに基づき実施すべきものでありまして、本件につきましては、700万円を超えるため、町長決裁となり議会の議決が必要なものでございました。しかし、起案者が物品購入事務フローを確認せず、平成27年度に行った購入契約、このときは予定価格が512万1,694円、200万円から700万円以下につきましては副町長専決というふうになってございますが、これと同様の事務処理を行ってしまったというところでございます。

また、起案された文書の決裁者はその内容を十分に確認すべきでありまして、どの時点かにおきまして指摘して、事故を未然に防ぐべきでございましたが、全ての決裁者が気づくことなく事務処理が進められてしまったというところでございます。

今回の事故の原因につきましては、起案者が事務を行う際に関係法令等によらず、類似の前例に基づき事務処理を行ってしまったこと、また決裁者が十分に確認することなく、決裁してしまったことにございます。

今後の対応というところでございますが、法令上議会の議決を要する行為については、議決を経ずに行った場合は無効であると解釈されるというところであるとは思いますが、議会の追認を得た場合は、その瑕疵が治癒されるという判例もございますことから、令和2年度美里町議会1月会議において追認の議決をお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、再発防止策でございますが、今後起案者が事務を行う際には契約事務フローを十分に確認すること、また決裁者が決裁内容を十分に確認することを再度組織全体として徹底しまして、事故を未然に防ぐように努めてまいるというところでございます。あわせて職員研修の強化を行っていくというところでございます。

あと資料でございますけれども、3ページ目が物品購入契約書というところでございまして、物品名、契約金額が書いてございます。納入の場所につきましては、町立小学校5校と、納入期限につきましては令和2年8月25日となっております。これは、教科書が上下巻に分かれてございまして、まず最初に使う部分については、4月に納入いただきまして、その後後期というか後から使う部分につきましては、8月に納入をいただいているというところでございまして、納入期限が8月25日というところになっているところでございます。

続きまして、その裏4ページ目が仕様書でございます。教科書につきましては、教育委員会が採択した13種目の教科書というところになっておりまして、ここに記載しているとおりでございます。指導書につきましては、道徳を除く12種目の指導書になってございます。数量につ

きましては、それぞれの小学校にこの数量を納入していただいているというところでございます。

続きまして、一番最後 6 ページでございます。随意契約理由書ということで、教科書につきましては、ちょっと特殊な部分がございますので、これで御説明をさせていただきたいと思えます。まず、契約業者が丸協ということになってございます。これで町内 5 校ということになっておるのですが、これは青生小学校を除くというところになってございます。随契理由の中に 3 行目になりますが、教科書の供給につきましては、教科書検定を経て文部科学省から教科書発行の指示を受けた教科書発行者が教科書一般書籍供給会社、これは都道府県に 1 か所ずつ配置されておりますが、ここと供給契約を締結しているというところでございます。宮城県につきましては、宮城県教科書供給所が受託してございます。それで、そこがその管内にエリアを定めて学校に教科書を直接配送する教科書取次所を指定してございます。本町の青生を除く 5 校につきましては、丸協のほうで取り扱ってございまして、青生小学校につきましては、ちょっとエリアが変わりまして、これは松山にあります藤本米穀店のほうで取扱いをして、そこから供給しているというところでございます。

あとは、教科書の価格につきましては、教科書の発行に関する臨時措置法の規定に基づきまして定価が定められております。これは、全国一律のものというところでございます。教科書使用年度の前年度 3 月頃に文部科学大臣が認可して官報により周知されているというところでございます。今回の物件につきましては、このようなことから性質または目的が競争入札に適しないものというところございまして、随意契約というようなところで教育総務課のほうでお願いして指名委員会をしていただいて、随意契約というようなことで進めてきたというようなところでございます。

以上、私からの説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かありませんか。手島議員。

○6 番（手島牧世君） では、2 点ほどお尋ねしたいと思います。まず初めに、原因のところになります。今回の事故の原因はということで最後のところ、類似の事例に基づきということで、前回の平成 27 年度のことを指しているのかと思われませんが、それ以前に物品購入事務フローというのがあるんですが、これは金額にかかわらず確認をすべきものとなっているのかどうかお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず物品購入の事務フローの内容につきましては、予定価格ごとに専決決裁者、最終決裁者等金額により分けておりまして、物品の場合につきましては、基本的には80万円以下については課長専決、それから80万円を超えて200万円以下までが企画財政課長専決、それから200万円を超えて700万円以下であれば副町長専決、それから700万円以上、いわゆる議決に値する部分については町長決裁といったことで、各この項目に基づきまして各決裁ルート等、手続等を踏まえてフローを準備しているというような中身になってございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 今回は、金額にかかわらずそれを見なかったという形、見ないという行為を行ったということなののでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今回は先ほど原因のところにはありましたが、先ほどお話あったとおり、類似の事例というのが平成27年度に行った契約、このときは予定価格が512万円ということだったんですが、単純に事務の金額等を確認せず、この手続に基づいて副町長専決といった取扱いで事務処理を行ってしまったということで、本来であれば金額からして700万円を超えている事務フローに基づいて手続すべきだったところを、200万円から700万円以下の予定価格の設定のところで事務処理を行ってしまったということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） それではすみません、2つ目なんですけれども、また決裁者が十分に確認することなく決裁してしまったというところなんですけれども、通常は行っている確認を今回に限り確認しないで決裁をしたという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 最終決裁者の私のほうでしっかりと確認をして、チェックをすべきでございましたが、それを私が怠ったためにこのような事態になりましたことを大変おわびを申し上げたいとそうように考えてございます。今回は本当に何も言い訳もできないんですが、まさに700万円というのは常に頭に入っておりますが、事務方で作ってきたフローをそのまま流してしまったというのが、本当私の脇の甘さがこのような結果を生んでしまいました。今後は、事務から上がってきた決裁については、しっかりと一つ一つ確認を怠らずにしっかりと努めて、そしてこのようなご迷惑をおかけしないように行っていきたいとそうように考えてございます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） この行為は違法行為になり、無効だというふうに書いてある。もちろん無効ですよ。ですから、契約が無効になっているはずなんですけれども、処理の仕方として監査の方が気づいたからよろしいんですけれども、重さね、この行為の重さ、ここに物すごく簡単に書いているんですよ、今後の対応とここのところに瑕疵が治癒されるとする判例がありますと、これは心の中で思ってもいいことなんですけれども、フローという言葉とここまで来るのを見ながら、仕事の進め方の取決め、物すごく甘いんじゃないかと。特にこの頃多いですよ、こういう問題が。今までのことよりも不法行為によって効力がない、無効のものを大体1年過ぎてこういうのが出てくるのは大変おかしいと、受けるほうとしては大変心配であります。

そこで伺います。この指摘が1月にあったようなんですけれども、仕事の進め方としてフローという話なんですけれども、進め方フローがあります。実際の作業手順書みたいなものが、例えばこういう決裁は何番のところにこういうものが書いてあって、それをどうチェックをしてどう確認するか、違法のものを管理する、管理の仕方と一般の作業の管理の仕方とやっぱり違うんだろうというふうに私は思うんですよ。そういうことを一緒に1つでまず管理している、フローというのは仕事の流れというのは分かりますけれども、フローはフローですよ。けれども、こういう仕事をしなくちゃいけないんだということをきちんと文章化されているのかどうか2つ目。についてお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 1点目では、今議員から御指摘があったように、地方自治法の議会の議決を得るという96条を全く違反していると、そして二権分立の地方自治の本旨から外れてしまっているというところで、議会の議決を得ずに契約を成立させ、そして物を購入したということで、大変大きな過ちを行ったとそのように深く反省をしているところでございます。

ただ、表現しました治癒されると、瑕疵が治癒されるというところは確かにこれで逃れようということは全然ございませんが、この後の処理として判例をいろいろ調べたところ、このような表現が判例上にされておりましたので、その旨で引用させていただきました。決して治癒されるものではなくて、我々が深く反省をし、二度とないように気をつけなければいけないということを深く自覚してございます。

2点目については、総務課長のほうからお話しします。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 2つ目の文章化ということでございますが、このような事務手続、当然契約事務は物品、それから役務、委託関係、それから工事といったことがありまして、おのおのの契約するまでの事務フローを当然文章化というか、フローを作成した中で、その手順に基づき実施する形でいつでもこれが確認できるように、職員の情報イントラというシステムの中で、いつでも確認できるような方法を取っております。それに対しての実際の確認ということでございますが、こちらのほうも一応各課長が契約事務を再度決裁後にその内容を間違いなくやっているかという部分についても、年にこれまでですと2回といった形で、事務手続に問題がないかの確認をやっているところではございます。ただ、今回事務手続に当たりまして、本当に基本的な部分の予定価格の基準の部分、どうしても起工何から事務手続のほうだけ目が行ってしまいまして、そもそもの決裁の今回の議決というような部分についてのチェックの部分については、確認不足といったところで、この辺は非常に反省しなければならない、非常に大きいことだというふうに認識しております。改めて本当におおび申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 要するに権利能力がない人が契約が成立していないんです、本当はね、こんなの。能力がない人が契約して成立したような言い方を今説明しましたがけれども、そういう甘いもんじゃないんですね、この行為は。私は対策の研修という言葉、何かというと必ず研修出てくるんですよ。この研修によって今回やらかした行為のどこをどういう研修でこれはカバーできるのか。担当している課長も含めまして、簡単に研修をして対応に努めますと、研修じゃないですよ、これは。仕組みの管理の仕組み、管理の仕組みに問題が私はあると思うんです。

だから、誰がどこでどういうふうなものを基準にして、まず基準を明確にして、チェックをしていくかということが正確に行われないと、こういうエラーは気持ちの問題、だってヒューマンエラーというよりももっと軽いようなミスですよ、これは。それよりもヒューマンエラーというよりも、注意力の不十分ということです。注意力がないの研修行って直りますか。そんなことは私の経験上、浅い経験ですけども、注意力のないことを研修で直そうなんていうのはそれはちょっと認識の違いがあるんじゃないかと思うんですよ。権利能力のない人が契約が成立しないのにここまで来て、これ治癒されますから追認をお願い、それはそうですね、最終的に処理としてはそういう方法はあると思いますよ、私も。でも、認識が説明の中に緊迫感が全く考えられません。今もう一度言うけれども、研修によって人のエラーをどういうふうにして研修させるんですか、何を。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 先ほど総務課長からお話ししましたように、契約事務のフローはフローとして作っておりましたが、しかし議会の議決案件という地方自治法に根本的にそこに定められているところのフローとの連携がちょっと行われていなかったというところが一つのフローの作りの足りなかったところでございます。でございますので、私は初めまずフローを確認して事務的なことは、今回のフローを使って契約事務は行うことはできましたが、基本的な議会から議決をいただくというところの一つ一つの項目について、職員の自覚、そして認識が足りなかったと思います。そして、当然そこに一番の責任を持つ私のほうが本当に自覚が薄かったというところでございますので、まず職員もそうでございますが、今後このようなことがないように議会の議決案件については常に頭の中にたたき込んでいきたいとそうように考えてございます。（「研修」の声あり）

研修につきましては、それぞれフローを見て、事務的な流れを行うと同時に、法的な規制がきちんとされているというところを、職員も含め一人一人が自覚を持って取り組むように研修といいますか、お互い確認し合っていきたいとそうように考えてございます。

○14番（千葉一男君） 研修して対応と、今回のエラーを見直すんですね。具体的にどういう研修をして直そうとしているのか教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） この研修につきましては、大きく2つ考えてございます。1つは、今副町長も話があったとおり、いわゆる議会の議決案件というのはどういう法律に基づいて議会の議決を得ることになっているのかというのを、当然職員全体がきちんとまず把握しておかないとチェック機能が当然働かないことでもございますので、その辺を十分確認する研修を一つ行いたい。さらには、契約手続といった部分、こちらのほうについても再度確認といったところも含めて、研修等十分行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 言ってもあれですけども、とにかくこういうのをきちんと直してもらいたいというのが結論ですけども、あみだじゃないですけども、問題があったら前に進めないような仕組みをきちんとつくらないと、止まらないんですよ。そういう意味で、法律に関わる問題、こういう最も恥ずかしいエラーですよ。手順をきちっと、もしチェックするマニュアルか、フローでもいいんですけども、その中にどう組み込むか。進めなくなればいいんですよ、必ず。この行為をやらないと次には進めないというような。そうじゃなければこれエ

ラーしますよ、注意力ですから。そうでなければ。そういう意味で同じような管理にしても、ＡＢＣ管理をきちっとやって、重要性の高いものはやっぱり特別の管理をしなくちゃエラーが出た場合の後のことを考えておかないといけないと私は感じていますし、それが常だと思うんですよ。そういう意味でこういうびっくりするようなエラーを今回聞きましたので、ぜひ仕組みであみだのように、そこが満足しなければ次に進めない、違法なものとか、議会であれするとか当然そういうふうな管理を構築していただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 答弁ありますか。副町長。

○副町長（須田政好君） ごもったもな御指摘でございますので、しっかりとその辺は構築していきたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）
それでは、この件につきましては、以上とさせていただきたいと思います。御苦労さまです。
ただいまより５分間休憩したいと思います。

午後２時０２分 休憩

午後２時０７分 再開

○議長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

次に、２）新型コロナウイルス感染症対策についてに入ります。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、２点目の新型コロナウイルス感染症対策についての説明員を紹介させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策室長の菊地でございます。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 菊地です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それから、先ほどの議題に引き続きまして、教育総務課長の佐藤でございます。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、菊地室長のほうから資料に基づきまして御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 菊地室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） よろしく申し上げます。

資料の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況についての面から説明をさせていただきます。

12月以降の感染者の発生状況について概略を説明させていただきます。

美里町の6例目、発表日は12月15日でしたが、30代の男性、公務員であります。それから、美里町の7例目は12月16日に発表された方ございまして、30代女性、アルバイトの方でございます。美里町8例目は、12月16日発表の10代男性、小学生であります。7例目、8例目につきましては、6例目の濃厚接触者、いわゆる同居家族でございました。

それから、発表日が12月24日でしたが、9例目、50代男性、無職の方でございます。そして、昨日の発表になりましたが、美里町10例目、60代の女性、自営業の方でございまして、現在まで10例ということになってございます。

そこで、8例目に関わることになりますが、裏面をご覧ください。

北浦小学校における感染者の発生した際の対応について御報告を申し上げます。

12月14日、月曜日に北浦小学校に通う児童1名の保護者から児童が濃厚接触者としてPCR検査を受けるとの連絡を受けまして、集団感染の可能性あることから、12月15日から16日まで北浦小学校を臨時休業、同じく北浦放課後児童クラブも休止するということを、美里町の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針として決定いたしまして、関係者に周知をいたしました。

12月15日火曜日には、児童がPCR検査を受けるという情報がありまして、コロナウイルス感染症対策本部として今後の対応について協議いたしました。児童の感染が確認された場合には、12月20日まで北浦小学校を臨時休業とし、専門業者に依頼して、学校施設内の消毒作業を行うこと、また町内小中学校、幼稚園、保育所に通う児童生徒の保護者に対し、注意喚起メールを送るということを決定いたしました。

12月16日には、児童のPCR検査の結果が陽性であったとの連絡を受けました。そして、学校施設の消毒作業につきましては、仙台市にあります株式会社ビルワークジャパンに依頼し、12月17日に消毒作業を実施することとなり、12月17日北浦小学校の消毒作業を実施いたしました。消毒作業の内容といたしましては、学校施設内全館において噴霧器を使用した消毒作業と、一部教室等を重点箇所として拭き取りによる消毒作業を行いました。

12月18日、備品数点から検体を採取いたしまして、PCR検査による消毒効果の確認を行い、また学校関係者における濃厚接触者のPCR検査が実施をされた日でございました。

12月19日には、濃厚接触者全員について陰性であったとの連絡を受けたところであります。

以上、対応の経過についての御報告とさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 皆さんのほうから意見、質問等ございませんでしょうか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 3点ほど伺いたします。今お話しいただいた8例目に関してなんですけれども、まずは12月15日の町内小中学校、幼稚園、保育所に通う児童生徒の保護者に対してということで、注意喚起メールを送ることにしたとありますが、町内の児童生徒への対応に関して、特別児童生徒に対してのお話とか対応とかに変化等あったのでしょうか。保護者ではなくて、児童生徒そのものに対して。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 保護者に対しましては、濃厚接触者が発生したということを受けまして、十分注意してくださいというようなメールを送らせていただいております。それで、児童生徒につきましては、特段はないのですが、学校といたしまして十分に手洗い、マスクの着用、換気、そういう部分をしっかりやるようにというところで合意をいたしまして、そういう対応を取ってきたというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 児童生徒に対しては、どこでどういった発生が確認されたとか、そういった情報を流したという形ではなく、通常の手洗いであったりマスク等をしっかりやってくださいという部分のみになりますか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） どこで例えばどう発生したかというのを教えているわけではございませんので、基本的には学校のほうで気をつけて、児童生徒につきましては通常といったらおかしいんですけれども、これまでどおりの学習に集中させるような形で、学校側のほうでの配慮ということで対応したというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） では次に、8例目の事例なんですけれども、児童の心理的影響等は大丈夫なのかというところと、そういったコロナウイルス感染に関しての誹謗中傷等はなかったのかどうか、そういったのは聞こえているかどうかお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） まず教育委員会といたしましても、その部分は非常に注意した部分でございまして、注意喚起メールにつきましても、その誹謗中傷も含めて各家庭でも十分注意してくださいと、そういうことがないように指導してくださいというところでメールを

させていただいているところでございます。また、学校があればそこら辺は十分注意しましょうということで、校長会のほうでお話をしまして、その辺についても徹底をさせていただいているところでございます。

それで、まず発生した学校での対応なのですが、まず1月8日に始業式がございまして、そこで登校してきているというところなのですが、生徒たちに特段大きな動揺は現在のところないというところと、あとは該当する学年の児童には担任のほうから何かちょっとした例えば誹謗中傷、そういうことがあれば必ず先生のほうに教えてくれというようなところで話をしておまして、現在のところそれに対する訴えとかそういうものはなく、今のところ注視はしてございますけれども、今のところ大丈夫だというようなところで報告を受けているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） ありがとうございます。では、最後なんですけれども、この一覧の中にはないんですが、北浦小学校等学校開放事業の休止に関しての対応とその期間について、詳細を教えていただければと思います。学校開放です。たしか休止になったとは思いますが、この中にはなかったのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 学校開放につきましては、学校の休業期間につきましては全て開放しないというところに対応してきているというところでございます。20日までですね。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） すみません、お疲れさまでございます。今回小学校のほうで発生しまして、全員議員のみんなが心配したところでございます。今回適切な処置で広がらなかったということで、すごく安堵しているところでございます。御苦労さまでございました。

その中で、今同僚議員のほうからいろいろ小学生について質問ございましたが、まず当事者、今の説明を聞いて安心したところでございますが、それ以外もやはり教員の方、もしくは同じクラス、学校の子供たちも大変恐怖だったと思います。その辺のケアも一通りしていただきたいなと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤功太郎君） 今おっしゃられることは本当に非常に教育委員会としても重要だというふうに捉えておりまして、今後もその件につきましては十分注視して、あと学校との連携も十分に行いながら、ちょっとした情報でも見逃さないような形で対応を進めてまいり

たいというふうに思っているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。それと、もう一点だけですけれども、確認させてください。先ほど同僚議員の質問に対する説明の中で、小学生の子が始業式に来たという話が聞こえたものですから、今まで表に載っています6例目から10例目、10例目は昨日ですから、まだどのような扱いになっているか分かりませんが、全員それ以外回復しているのか、もし当たり障りない状況でどのような状況、自宅待機とかそういうのが分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 菊地室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 詳細につきましては、こちらでは把握できている部分はございません。（「自宅待機とか、分からないんだ」「分からないなら仕方ない」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。櫻井議員。

○12番（櫻井功紀君） 御苦労さまでございます。9例目ですけれども、これはどのような状況で発覚したんでしょうか、経緯をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 9例目もそうですが、第一報が私のほうに連絡が入ります。それで保健所のほうからまずこのようなことが発生したということで連絡をいただきました。それ以外に詳しいものについてはなかなかお伝えいただけていない部分がありますし……、そうです。

○議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。

○12番（櫻井功紀君） それは分かるんですけれども、保健所のほうからこの方は9例目の方は、どこどこに来て、どこどこで発生したとかそういう経緯を聞きたいんですよ。分からないの、全然、保健所から経緯とか連絡はないの。（「ないですね」の声あり）ただ新聞に載っただけ。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 9例目の方については、感染経路といいますか、それについては一切町のほうにも来ていませんし、保健所のほうでも把握していないのだろうと推測してございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 御苦労さまでございます。小学校の関係につきましては、大きな動揺がないということで安心しておりますけれども、それでそれらに関連してであります、学校の

消毒作業しているわけですね。それで、この消毒作業当然急がなくてはならなかったということでしょうけれども、これどれくらいの金額でどういう手当てをして、予算のね、行ったかというのをまず最初にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 菊地室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 消毒作業、委託した総額といたしましては、税込みで126万5,000円でした。（「その経費どこからどのようなあれで」の声あり）予備費からの対応でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 当然予備費だろうとは思っていました。今回の議会1月会議のほうにも専決した様子もないようでありますから、最初から予算取っているわけじゃないですからね。急を要するということございましょうから。それで、それはそれとして、急だったからそういう対応をしたということでありましょうけれども、こういうことが消毒作業をするようなことが今後絶対ないとは言い切れないわけですね。完全にコロナ終息しない限りは、いつどこでどういう事態が発生するということで、学校だけじゃないので、いろんな施設が町の関係する施設が今後もそういうような消毒作業をせざるを得ない状況になる可能性もあるわけですね。それで、今後の万が一ですよ、ないことにこしたことはないし、もちろんないことが一番よろしいんですけども、今後予算のそういった対応の場合、ずっと同じように予備費対応していくのか。それとも、これも一つの災害だと捉えて180条を使う気であるんだかどうか分かりませんが、あともう一つは本町議会は通年議会でありますから、だからきちっとその規模によってもこの金額も変わると思いますし、消毒する日数等によってもまた変わってくると思います。それで、これはこれとして終わったことですから、今後の町として執行側としてのそういう予算の計上の仕方をちょっと考え方を確認しておきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） お答えします。

まず第一に、きちんと予算化するという時間があれば議会を開いていただきまして、しっかりと予算化するというのを第一に優先に考えていきたいと思います。できない場合には、次に流用という形で、項内か、項内の流用を行っていききたいというふうに思います。

次に出てきますのが、専決または予備費という形で対応を考えていききたいというふうに思っております。あらかじめ毎年のように大雪が降って除雪作業が出るというものであれば、あらかじめ当初予算あるいは前もって予算措置が必要でございますが、今回のケースにつきまして

は起こることが前提ではなくて、皆さんで防いでいただいて起こらないということを前提に予算の考え方を持っていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 今回のまず北浦小学校の消毒に関しては、これは当然ながら誰も予想もしていなかったという、もちろん最初のケースですからね。これは致し方ないということで、予備費対応されたというのは、これは理解はしています。ただ、私が気にしているのは、だからそれが予期せぬことだからということで、毎回毎回予備費対応でやるのもいかなものかなというように思っていますので、だからさっき言ったように、もし時間的に配慮ができる、対応ができるという額であれば、あくまで通年議会ですのできちっとした議会にも説明をしながら、そして議会の判断を仰ぐというのもやり方としては当然一つの選択肢になろうかと思いますので、ですから今後の考え方ということをお聞きしましたので、その点よろしく願います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。副議長。

○副議長（我妻 薫君） 最近学校での感染が広がっています。高校での感染が県内各地で、宮城工業高校も利府高校もそうです。高校生から弟とか兄弟でうつっているのも耳にしているんです。今度はお父さん、お母さんから家庭内感染が今かなり広がっているなというふうに思うので、ただアパート住まいとかそういうところの若い家族、家庭のお父さん、お母さんの中で、家庭内で距離を持てとか、隔離しろとか無理な状況が目に見えているんですよ。そういう状況で今ほとんど保健所が指導しているんだけど、発症した人が隔離がどんな状況になっているのかは、どこまでつかんでいるのかなと。いち早く隔離しなかったら家庭内で必ず感染すると思っても間違いないと思うんだね。その辺はどこまで町に情報なりあるいは相談なんかが来ているのか。実際にたらパニックだよ。

○議長（大橋昭太郎君） 菊地室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） お話ししますように、基本的には感染者、濃厚接触者の健康観察などは保健所が中心となって行いまして、その中で例えば施設系とかでそういう濃厚接触者の可能性が出るとかという場合で、どうしても町に情報をいただけるような状況であればこそですが、基本的には町には情報提供いただけていないというのが実際でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 副議長。

○15番（我妻 薫君） いや、心配していたのは、隔離してもホテルとか県で今度2つ目かな、

確保したと、仙台圏ですよ。この辺で発症した、例えば一番最初の例だとお父さんが感染して、お父さんがいち早く隔離されていれば、もしかしたら家庭内にはしなかったかも分からない。でも、これ見ると何か子供さんと同じ発症になっているけれども、でも本当に広い家だったら導線を引いて部屋を別にしてとかとできるかもしれないけれども、そうそう、そういう家は多くないんだよね。そうすると、家庭内で感染したら5人家族だとします。一気に5人感染してしまう。隔離政策がほとんど機能をなしていないんじゃないかと。その辺はどうなんだろう、保健所なだけけれども、町からもその辺の隔離政策がどの程度の状況になっているのか、一応町としても状況つかんでおく必要あるんじゃないんだろうか。ほとんどみんな相談しようがなく、今保健所はパニックになっているかもわからない。この辺のさっき言ったように、仙台圏だけだから、若い家族だったら仙台圏までお父さん行っていなさいとか、ましてやお母さん感染したら、お母さん行ったらもう連絡もなかなか取れない。せめて大崎圏にもそういう隔離施設があるんだったらまだ連絡も取りやすいし、そういうのもあるけれども、今の状況を聞いているとホテルは仙台圏の2つだけ、多分この辺で発症しても隔離していないんじゃないかなというふうに思うのね。そうしたら一旦さっき言ったように、高校生なんかがどんどん広がってきているので、外からどんどん入ってくる危険性が物すごく高まっています。小牛田農林なんかもそうだと思います。その辺は保健所の状況は、一応町としても一定程度状況を確認してもらったほうがいいのかなと、そう思います。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ただいまの御意見いただきました点も、町もかなり心配してございます。それで、保健所のほうからいろいろとお話を出されたりするんですが、まずは本人あるいは家族等の移動とか行動等については、一つ一つ細かく、県のほうから指示が行っているようです。移動も車専用、移動するための専用の車が県で用意されておりまして、専用のドライバーが1キロでも2キロでも、短い距離でも近所の人が乗せたりしないように、専門の車で移動しているようでございます。それから、朝晩と保健所の保健師が常に電話で連絡を取り合いながら、症状とか生活の様子を確認しているというところでございますので、町としましてもそのような発生後に家族の中で陽性患者が判明された後に、さらに拡大するという危険性については、かなり確率としては低くなっているのかなと。宮城県のほうの対応については十分行われていると考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 副議長。

○15番（我妻 薫君） 保健所がやっているのは分かるんです。ただ、今調整中という人が200

人近いんですよ、毎日。だから、もう保健所もパニックになっているという状況と。自宅療養中じゃないんだよ、調整中が自宅療養ほかに160件とか毎日出ているわけ。この人たちはずっと待っているんですよ。自宅にいますよ。これが次の感染につながっていると。もう保健所対応でも宮城でも限界に来ているんじゃないのかなと。

私の身近なところでもPCR検査、濃厚接触者と、やっぱりどこでやるかという、明らかにしないんですよ。ですから、この近くでないことは間違いない。そうやってもうさっき言ったように、感染するといろんな不公平、危険性があるというのでもない、明らかにしないから、なおさらなことそういう濃厚接触者となった人なんかは、もう近くにも言えない、誰に相談するかも、保健所にしか言えない。そんな状況に追いやられている状況もあると思うのね。その辺少なくとも身近な町の相談できるところとか、その辺で保健所とどういうふうに調整するのか、全て保健所ではもう間に合わないんじゃないかなと思うので、その辺ちょっと検討してもらえればなと。

○議長（大橋昭太郎君） 菊地室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 美里町で4月に発生した当初もそうだったんですけども、町として行うべきことを保健所からの情報に基づいて町が対応すべきことということで、確認をさせていただいたところもございましたが、その時点から町にお願いする内容事項はございませんというふうに保健所からお話をされておりまして、多くの情報がいただけていないというのが実際のところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。前原議員。

○11番（前原吉宏君） 私からお願いなんですけれども、1月7日から美里町のLINEをオープンさせまして、私も友達になりました。ただ情報発信に関して、今日の新型コロナウイルス、9時にメールで入りましたが、発信元は美里町なんですけれども、担当課が載っていません。その辺の部分、また先ほど来話が出ていました誹謗中傷の部分に関してもぜひ載せてもらいたいなと。ただ発生状況だけしか載っていないので、非常に不安がる方が多いと思いますので、ただLINEに載せるだけじゃなくて、誹謗中傷、また相談する方は担当課のどこに連絡するか、それぐらいまで入れたらどうかと。意見でございます。

以上です。要望です。

○議長（大橋昭太郎君） 回答。菊地室長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） その点については対応を進めてまいります。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。それでは、この件につきまして以上とさせていただきます。御苦労さまでした。

これより5分間ほど休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後2時46分 再開

○議長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

3）農林業系汚染廃棄物の処理についてに入ります。それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、3点目の農林業系汚染廃棄物の処理についての説明員を紹介させていただきます。

町民生活課長の菊地でございます。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 菊地でございます。お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく町民生活課課長補佐の阿部でございます。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 産業振興課長の小林でございます。

○産業振興課長（小林誠樹君） 小林です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、詳細につきまして町民生活課長の菊地のほうから御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） それでは、農林業系汚染廃棄物の焼却処理について、資料に基づきながら御説明させていただきたいというふうに思います。

まずは、1.12月末日までに処理した量ということで記載させていただきました。一番上が運搬した量でございます。19.5トン農家の庭先から、軒先からですか、19.5トンを搬出しております。濃度測定をした量につきましては、18.38トンということになります。焼却した量につきましては、4.63トンということでございます。右側に個数と記載させていただきました。焼却した量が87袋ということでございますが、これは本来ハウスにはロールで保管されていますが、運び出したり重量を計測するのにこちらのほうでトンパックに入れて運び出したり、重量を測定しているものですから、87袋というふうな表現にさせていただいております。（「トンパックで87ということ」の声あり）はい。（「トン数が合わない」の声あり）トンパックだから1トン入るということではなくて、パックの中に入れているということで、それでその中で重さ

を量るということでございますので、御理解をお願いします。

次に、2.でございます。放射能濃度別の数量ということで、濃度測定した量が先ほど18.38トンとお話しをさせていただきましたが、その中で8,000ベクレルを超えたものがございまして、記載させていただきました。まずは、400ベクレルから8,000ベクレルまでが16.82トンでございます。8,000ベクレルを超えるものにつきましては1.56トンということで確認をされております。合計しまして18.38トンでございます。

続きまして3. 今後の対応について御説明を申し上げたいというふうに思います。①でございます。今回確認されました8,000ベクレルを超える稲わらにつきましては、農家の了承を得た上で、これまでどおり一時保管をお願いするというところでございます。1回搬出をしておりますので、そのものをもう一回せっかく運び出したんですが、もう一回戻すということで農家の了解を得て、そこで保管をさせていただくということにさせていただきます。②です。今後搬入する稲わらでございます。今後搬入する稲わらにつきましては、運んできてから測るのではなくて、農家のハウスの前で、ハウスの中で放射能の濃度を測定して、それで8,000ベクレル以下のものについて搬入をして焼却するというようにさせていただきます。3点目です。保管及び処理につきましては、美里町独自ということではなくて、国及び県、さらには大崎市、涌谷町と協議を進めながら、保管、管理についてしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきましたが、皆さんのほうから意見、質問等ありませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） 福田です。まず今後の対応の①番、農家の了解を得た上でというふうにあります。もし了解を得なかった場合にはどうされるのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） それでは、お答えします。

今1.56トン出されました、確認されました農家につきましては、既に農家の方に申入れをして了解を得ております。今後につきましても説明をしながら了解を得て、……していくというふうなことになると思います。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） ですから、今後搬入する稲わらについても同じことが言えるんですけれども、もし了解を得なかった場合はどのようにするんですかと。今回確認されたものについては了解をいただいたんだというお話をされました。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 丁寧に説明をしながら、了解をいただくというふうなところでございます。それに最悪といいますか、了解をもらえない場合については、了解をいただいた農家の方に移して運ぶということも考えていかなければならないと、含めて最後お話ししましたが、県なり国、さらには大崎市、涌谷町と歩調を合わせて進めていきたいというふうに思います。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 今歩調を合わせると言いましたけれども、美里町のことでございますね。歩調合わせる必要ないと思うんですけれども。一番は農家の方々がこれまで保管していた、やっと燃やしてもらえんと思って安心しているわけですよ。それがまた戻ってきて、了解を仕方なくした方もいると思うんですけれども、今後についてもこれは言えると思うんです。その辺を国と県に強く言わなきゃだめだと思うんですけれども、歩調を合わせるんじゃないかと。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） まずもって町としましては、現在農家の方に保管していただいているものが全て8,000ベクレル以下で燃焼できるということですのでずっと作業を進めてまいりました。それがその前提で運んだものをもう一度燃やす直前に測ったらば、8,000ベクレルを超えるものが出てきてしまったと、本当に我々のこれまでの見通しが甘く、農家の方々に対してはおわびを申し上げなくてはいけないということが1つでございます。

それで、現在の施設の仮置場、仮施設のところに保管しておきますのは、あくまでも燃焼を前提としたものを置く場所でございますので、既に運んで8,000ベクレルを超えた1.56トンにつきましては、すぐに農家の方にお問い合わせ申し上げまして、おわびをし、お問い合わせを申し上げまして、明日あさってにはすぐに戻させていただくということを行いたいと、そのように考えてございます。

今後搬入するものにつきましては、先ほど町民生活課長からお話ししましたように、農家のハウスの中で測定をして8,000ベクレル以下のみを搬出といいますか、中央クリーンセンターのほうに運ぶということにしてまいります。その段階で8,000ベクレルを既に超えたものにつきましては、指定廃棄物となりますので、町としましてはそうやたらに動かすことはできません。しかし、国のほうもその処理について明確なものを、指示も、明確な方針も立ててございませんので、一番困るのは農家の方々だと思います。それに対して市町村がそれぞれどのような手だてを行うのか、それにつきましては大崎市もあるいは涌谷町も同じような問題を抱えており

ますので、そちらと相談をしながら対応を考えていきたいとそうように考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 町の取るべき態度というのは、こういった事例が出てきたんですから、いち早く国と県に申し入れるべきだと思うんですね。皆さん農家のために燃やすというふうにお話ししていますから、一旦出したものがまた戻ってきて、それを了解してもらったというこれだけで終わっては駄目だと思うんです。だから、これからのことも考えればこういった事例が出てくるんですから、いち早く国と県に申し入れると、これ何とかしてほしいというふうに言わなきゃ駄目だと思うんですけれども、その決意がないのでね。ちょっと遺憾に思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） それでは、お答え申し上げます。

国、県へのお話といたしますか、につきましては、先週の金曜日に県のほうにこういう測定したところ、8,000ベクレルを超えるものが出たというところで、県のほうの回答につきましては、基本的には国の方針として県内1か所に処理施設を設けて、指定廃棄物を保管しておくというふうな国の方針があるということでございますが、ただ、県の方針が決まっていないという中で今一時的に農家の軒先に保管をお願いしている状態でございますということで、県のほうからの回答が来しました。それであとは、新聞報道でもちょっと見たんですが、近いうちに8,000ベクレル以下の部分の処理について市町村長会議で方針を決定したというところでございますが、8,000ベクレル以上のものについても今後市町村長会議を開催しながら決定をしていくというふうなところで、新聞にも載ってございましたので、県の回答もそういう回答でございました。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 8,000ベクレルを超えた稲わらを農家の方が保管しているということが、私は物すごく不安だと思うんですよ。これからいろいろな会議をもってと言いますけれども、実際にこういう状況が出たんですから、私が言いたいのはいち早く県と国に強く抗議してくださいということです。終わります。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） お疲れさまでございます。私のほうからはちょっと確認させていただきたいのは数字の件でございます。8,000ベクレル以上ということなんですけれども、超えるとい

うことなんですけれども、どれぐらいの数字があったのかということがまず1点目、高いというのかなり心配ですので、1点目でございます。それとあと、なぜこのような測定の仕方によって変わってくると思うんですが、当初はない、そういう話だったんですけれども、なぜこのような数字の違いが出たのかという原因がもし分かる範囲であれば、教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） すみません、それではお答えさせていただきます。

放射能濃度どれぐらいの高さなのかということでございますが、最大の数値で申し上げさせていただきます。1万3,702ベクレルというところが確認されております。それで、なぜこういうふうな状況になったのかというところでございます。当時の経過をなかなか遡っても結果が出てこないよというふうなところで、若干想定範囲内にはなりますが、環境省が測定をして8,000ベクレル以上ありませんよというふうな結果を出したわけですが、その測定の方法は1ロットといいますか、ハウス1個ですね、そのハウス1個の中から10個取ってそれを合わせて1つの検体にして測って、それで8,000を超えなかったというふうなところで報告をされているというところでございます。それで、1つのロールといいますか、基に検査した結果8,000を超えるロールが確認されたというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） ちょっとしつこいようなんですけれども、当時私もいろいろその辺の検査のところ、私もそういうわらを持っていた関係で携わったこともあるんですけれども、当時ベクレルを出す際にわらを2キロという質量でサンプルを取りまして、それに対するセシウムの含有量から何ベクレルと数字が出ていたと思うんですね。それで、今回の検査につきましては、農家さんのハウスのほうに行って、測定してベクレルを出すということなんですけれども、基本的に線量を測るときシーベルトだと思うんですけれども、それは換算して出しているということではよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 放射能の濃度ということなので、これはベクレルになります。

線量はマイクロシーベルト、今モニタリングポストから出ているのは線量という、そもそも放射能自体の力といいますか、放射能の濃度というか、力というのはベクレルで表すということでございます。だから濃度を測れる機械で測っているということで、換算ということではございません。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 大変失礼しました。そうしますと、検査の方法なんですけれども、前は2キロを細かくしてどれくらい入っているかと調べて、こういう数字が当時の8,000以下という数字が出ていると思うんですけれども、今回はあくまでそのものに対しての空間線量で測るということでよろしいですか。それともそれを粉碎したのを機械にかけて出すということで、じゃあサンプリングをハウスでして、検査機の置いてあるところに持って行って測るという形でよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） お答えします。

現地でサンプリングをして、例えばビニール袋に入れて、持ってきて検体の測定用の容器がございます。その容器に詰めて現場に設定します。測定器で測って、測るということですね。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 現地で測定してと聞いたものですから、その部分がちょっと合点がいかなかったんです。持ち帰ってそれで測るということですね。ただ、最後にこれ本当に疑問なんですけれども、セシウムの中に半減期をとくに迎えているものもございます。数値的に落ちているはずなのに、逆に今の時点で1.5倍以上ということで、なかなか合点いかないんですけれども、その辺何か補足説明できるものがあったら教えてもらってよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 私も何点か現地でサンプリングをして、役場にある測定器でやらせていただきました。傾向からすれば、セシウムの134、やっぱり高いものにつきましては、134も検出されている。半減期が2年、3年と言われている134も検出されているということですね。セシウムの137は20年、30年と言われているので、そこはなかなか減ってこないんだろうと思いますが、セシウム134もやっぱり確認されているというふうなところで、高い数字になっているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） ③についてお尋ねをいたします。

先ほど説明いただきました保管及び処理について、国及び県、大崎市、涌谷町と協議しながら進めていきますということで、副町長からは同じ問題、課題を涌谷あるいは美里町も抱えているんだということなんですけれども、昨年のかの説明では涌谷町は独自でやります、美里町も独自でやりますという、予算も何も新たに組替えをしながら進めてまいりました。その中

で涌谷町と協議をしながらと、どういうふうなことを協議しようとしているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 昨年説明させていただいたものにつきましては、8,000ベクレル以下焼却をするに当たって、その焼却の処理を含めてそれを独自でやるということで説明させていただきました。ただ、8,000ベクレルを超えるものにつきましては、うちのほうではたまたま稲わらを焼却するに当たって測定したときに出てきました。確認取れました。いずれ大崎市も涌谷町もこれから稲わらの焼却に入るわけでございます。いずれそういうふうな美里町と同じ状況になるかもしれませんので、その辺に関しては1市2町で同じ考えの下に対応を考えていきたいというふうに考えております。

補足させていただきますが、平成29年ですか、環境省が測ったときの数値ですね、美里町は8,000ベクレルを超えるものはないというふうなことでございましたが、県のホームページでも発表されていますが、涌谷町も大崎市もその時点で8,000ベクレルを超えるものが確認されております。付け加えてお話をさせていただきました。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） ということは、8,000ベクレルを超えたその内容についての協議を涌谷町と、作業工程については別に協議するとかそういうことではないということによろしいですね。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それでは、お答えします。

まずもって協議といいますか、ただいま町民生活課長からお話ししましたように、現にもう涌谷町も大崎市も8,000ベクレル以上の稲わらを保管している状況でございます。本町につきましては、今までなかったと安心していたのが出てきたという状況でございますので、先ほどお話ししましたように指定廃棄物となって、国の責任の下に処理されるわけですが、そこまでそれぞれの市町が、これは国の問題だから市町は関わらないよとか、そうはいかないと思います。一番困っているのは農家の方ですので、その農家の方に対してどのような支援といいますか、どのような措置を行っていくのか、極端な話、涌谷町だけがすごく手厚いものがあって、美里町は手厚くないというわけにはいきませんので、それぞれ同じ状況でございますから、その辺についてはお互い連絡を取りながら、先ほど福田議員からもお話ありましたように、市町としまして県国のほうと一緒に頑張って抗議をしていくと、そして早く処理方針を出すように促していくということを涌谷町や大崎市その他の市町村と一緒にやっていくという意味で、協

議を行うという表現をさせていただいてございます。

それから、処理につきましてはこれからは現在仮施設を設置しております東部クリーンセンターの敷地には、8,000ベクレル以下の燃焼するもののみを運びますので、これまでと同様に涌谷町は涌谷町といいますか、美里町は美里町のそれぞれの施設で処理、燃焼をしてまいります。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今の説明でよく分かりましたけれども、昨年もいろんな課題が隣の町とありました。町長にお願いしておきます。認識の誤差とか、何かそういうものがないようにぜひコミュニケーションをしっかりとっていただいて、この事業を進めていただきたい、それだけ要望しておきます。

以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 運搬した量と濃度測定した量が違うんですが、本来なら運搬した量全部測定するのではないかと思うんですが、その点教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） それでは、説明させていただきます。

一番最初に12月末日現在ということでお話しをさせていただきました。どうしても搬入をする農家の軒先から搬入をする、それで測定をするわけですが、若干の時間差がございます。その分がこの差でございます。1.12トンですか、搬入したからすぐにサンプルを取って測定をするということではなく、1回保管用のハウスに入れてそれで測定をするということになりますので、若干の時間の差があるということだけでございまして、運んだものを全て基本的には濃度を測定するということでございますが、切り方によって末日までで切っているものですから、少し数量の違いが出たということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） 1つだけ、ちょっと分からないのでね。今までの議論で何といいますか、データの信頼性と信憑性の問題がありますね。8,000ベクレル超なんていうのが今までの……、これは基本的には、さっきロットという表現がありました。ロットサイズから見て抜き取り、サンプル量の決め方、こういうのは何か一定の基準、例えばJISなんかで普通は信頼性とか信憑性を確保するために、JISなんかで幾らのロットのやつは幾らサンプルを取るというのが一般的にはあると思っているわけですよ。その辺のことはちゃんとしたルールの下にされているんですか。最初に戻って申し訳ないけれども、そういう質問です。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お疲れさまでございます。千葉議員のご質問にお答えをいたします。

平成28年の環境省さんがやられた調査については、環境省のガイドラインで汚染状況調査ガイドラインというのがございまして、このガイドラインに準拠する形で調査が行われております。それが先ほど説明した1つのハウスから10か所それぞれ取って、混合して測定するという方法がこのガイドラインに定められているといった内容となっております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） そうすると、サンプルの、検査の方法にばらつきというか、そういうのはないと見てよろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） 基本的にはこの調査に準拠して実施をされたといった御報告をいただいております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 今後の対応の②番について、以前の焼却のときの説明においては、先ほど説明されたとおり、集荷される、焼却されるわらが1か所に集まったときにもともと放射能の測定をしていくという説明だったと思うんですが、今回搬出前に保管されている場所で放射能濃度を測定して8,000ベクレル以下を搬入するとしましたが、搬出前に保管されている場所で放射能を測定する人員の確保というのはどのようにするんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 御説明申し上げます。

いずれちょっと書き方が悪かったかもしれませんが、保管される場所で放射能濃度を測定すると記載させていただきましたが、あくまでもそのハウスというか、軒先にあるものでサンプリングをするということでございます。サンプリングをして上涌谷の現場にある放射能の測定器、それで測定をするということでございます。いずれトンパックにも袋にも番号を振って、同じ番号で、この番号については8,000を超えたよというときは、そこから運び出さないで、そのまま残すというふうなところです。これまでは、議員おっしゃるとおり、全量運んできて、その中でサンプリングをしながら濃度測定をしていたというところでございます。いずれ測定は1回でございますので、放射能濃度の測定はサンプリングをするのが現地なのか、上涌谷なのかというところだけでございますので、若干運び出したり入れたりする手間は少しあ

と思いますが、大きくは変わらないということで考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 今に関連して、結局ここに從事する作業員の方が主にこれを全部していくという解釈でよろしいですか、まず確認として。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 委託している業者が全て行うということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） これによる大した作業量ではないということですが、ただいま焼却にしても時間的にかなり後ろに来ているような気がするんですが、なおさら焼却期間、計画してある部分より遅れるということはありませんか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 今1か月間を経過しまして、1月から3月とあと3か月間というふうなところでございます。今後見直しをする可能性もございますが、やっぱり放射能の濃度が高い部分が多くございます。当初は2,000ベクレルから4,000ベクレルの間が多いんじゃないかというところで想定しておりましたが、4,000ベクレルから8,000ベクレルのほうが多いというところでございます。大崎広域との取決めで4,000ベクレルから8,000ベクレルまでは、1日250キロまで、約250キロですね。2,000ベクレルから4,000ベクレルですと1日大体500キロ燃やせるというふうな取決めがございます。そうしますと、やっぱり4,000、8,000が多いと1日に燃やせる量が少ないというふうなところで、当初計画は24.3トンでございましたが、そこまで燃やせるかどうか今後、今後測った状況で放射能の濃度が低いのが多く出てくればそれにこしたことはないですが、今の状況ではなかなか計画どおりに進めることができないんじゃないかと考えております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。藤田議員。

○8番（藤田洋一君） 搬入した量と予定からいうと24.3トンだというふうに私記憶しておるんですが、19.5ですか、そして8,000ベクレル超のやつが1.56とありますけれども、全体で244袋、18.38トンで、この中で何か所から搬入したのか、場所的にですね。搬入したのが何か所から搬入したのかと、その1点をまずお聞きします。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 今保管場所については、現在6か所あります。その中の2か所については、ほぼ、12月末時点では少し残っていましたが、現在までには2か所の部分

については全部搬入が終わっているというふうなところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

○8番（藤田洋一君） そうすると、あと4.8トンぐらい余っているというふうに私あれですが、2か所から搬入したと、その余った20袋ですか、農家に戻すという、その戻すのが1か所に戻すのか、分けて戻すのか。結局大した量ではありませんけれども、見ると75キロが20袋、袋が20個ぐらいの計算ですね。そうすると、それを1か所に戻すのか、2か所から集めたものを分けて戻すのか。それぞれのやはり戻されるほうも大変だと思うんですよね。その辺の分け方というか、まとめて置くのか、その辺どうですか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） お答えします。

今の計画では1か所を予定しております。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

○8番（藤田洋一君） そうすると、戻されたところ1か所も大変だと思うんですが、完全にもちろん戻す限りは対応はすると思うんですけども、いずれにしてもどういう方法で戻すのか分かりませんが、あったところにただ戻すのか、もっと改めてちゃんと囲いをして、いつまでそこに戻しておく期間があるのか分かりませんが、その見通しなども含めてもう一遍お聞きします。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、戻すといえますか、一時保管をお願いするということでございまして、基本的には出たところに戻すということでございますが、（「出たところどこ」の声あり）そこはちょっと。ただ、1か所につきましては、もう既にといえますか、これからハウスの解体も進めていかなければならないと、もう私は要りませんから除去してくださいというお宅でございます。それで、除去するところに戻すわけにはいけないので、1か所に戻させていただくというところで、農家の方にも了承を得ているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

当初この一時保管というのは2年というふうに聞いていたんですけども、それが2年が今時点でもう10年を迎えようとしている、さらにここから焼却が始まって7年、8年の計画だという、さらには8,000ベクレルを超えるものについては行き先が決まらない。そうすると、この先何年になるか分からない状況の中で、いまだに保管料という表現でいいのかどうか、それは保

管者に支払われているのか、いないのか。多分今までの話だと支払われていないというふうに聞いているんだけど、農家にね。それが例えば今後協議していくということは、国とか県とか大崎市、涌谷町と協議しなきゃならないのは、そういったような保管している人たちへの何というのかな、保管料という表現がいいのか、ちょっと分からないけれども、その辺も考えていかなきゃならないのではないんですか。町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君）　まずはこれまで保管料といいますか、支払いにつきましては、お支払いした事実はありません。確かに当初から２年程度という中で、もう既に10年がたとうとしていると、さらにもう少し県の方針が決まらないので待ってくださいというところで、かなりの期間になったということもございますので、議長さんの意見も参考にしながら、今後の３町の協議なり、県への要望なりを進めていければと、協議をしていきたいと考えております。

○議長（大橋昭太郎君）　ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。
それでは、この件について以上とさせていただきます。御苦労さまでした。

○議会事務局長（佐藤俊幸君）　議員の皆様のように御連絡です。

令和２年分の議員報酬に係る源泉徴収票、こちら今週末22日に総務課のほうから郵送で発送予定となっております。もう少々お待ちください。よろしくお願いいたします。個別に発送ということでございます。

○議長（大橋昭太郎君）　それでは、その他に入りますが、皆さんのほうから何かございませんか。議運の委員長何かあるんですか。（「新年会ないからいいの」の声あり）よろしいですか。
それでは、ないようですのでこれをもちまして全員協議会を終了します。

副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（我妻 薫君）　今日は午前中から大変御苦労さまでございました。さっきのコロナの会議でも出ましたが、身近に随分迫ってきていますので、お互い十分注意して、健康に留意して頑張っていきましょう。

以上で終わります。（「御苦労さまでした」の声あり）

午後３時２８分　閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年1月18日

美里町議会議長